

砥 部 町 議 会  
平成 2 3 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

## 平成23年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成23年6月9日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成23年6月9日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 井上洋一 13 番 中村茂          14 番 中島博志      15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法第122条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀 教 育 長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫 企画財政課長                  松下 行吉                      戸籍税務課長                  辻 充則 会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長              藤田 正純 介護福祉課長                  重松 邦和                      保険健康課長                  大野 哲郎 産業建設課長                  萬代 喜正                      生活環境課長                  日浦 昭二 広田支所長                      丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	3 番 松崎 浩司      4 番 大平 弘子	
傍聴者	13人	

平成23年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第34号 23総務第11号坂村真民記念館新築工事  
請負契約の締結について

・散 会

平成23年第2回砥部町議会定例会

平成23年6月9日(木)

午前9時30分開会

○議長(中島博志) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成23年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(中島博志) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 6月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年は平年より10日、昨年より18日も早い梅雨となりましたが、農家では田植えも始まり、夏の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様には公私とも何かと御忙しい中、ご出席を賜り、本日から17日までの9日間にわたり町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、心からお礼を申し上げます。初めに3月11日に東北地方、関東地方を襲った東日本大震災とこれに伴う原子力発電所事故により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、犠牲となられた皆様に哀悼の意を捧げますとともに、避難生活を強いられている皆様の安全と一日も早い生活再建、そして復興を心からお祈り申し上げます。ご承知の通り、東日本大震災は、阪神淡路大震災を上回る規模の未だかつて経験したことのない大災害でございますが、第二次世界大戦において焦土と化した中から驚異のスピードで復興した日本でありますから、必ずやこの震災にも敢然と立ち上がり、早期の復興を成しうるものと信じております。その一余となることを願い、本町におきましては、3名の職員を復興支援のため現地の自治体に派遣いたしました。今月下旬にももう1名の職員の派遣と今議会において議決をいただいた上で1千万円の義援金を贈りたいと思っております。また、地震発生以後町民の皆様から頂きました心のこもった救援物資や義援金につきましては、県や日赤を通じて現地にお送りいたしました。ご協力をいただきました町民の皆様に対し、心からの感謝とお礼を申し上げます。今、坂村真民記念館の建設を進めておりますことをご承知のことと思いますが、その真民さんの詩に「光」という詩がございます。3月下旬に坂村真民記念館建設にご寄付をいただきました福島県をはじめとする東北関東6県にお住まいの方々に、この「光」という詩を添えて御見舞状をお送りしました。数日後、心配をおかけしました、御心遣いありがとうございますという趣旨の手紙が数通届きました。その中にお見舞いの言葉と励ましをいただき、前向きに進む思いを新たにしています。また、皆さんの見守りに救われますと書かれたものがございました。1通の手紙に生きる希望を持っていただけたことに反対に救われる思いがいたしました。その「光」という真民さんの詩をお借りするならば、被災した皆様に対し、体の中に光を持ち、どんなことが起こっても、どんな苦しみの中に遭っても、光を消さないでいただきたい、希望を持っていただきたいと、そういう思いでいっぱいでございます。さて、今世紀前半にも起こり得るであろうと言われております東南海・南海地震に備え、住民の

皆様の安全のため、一層の防災対策に取り組まなければなりません。また今月から今年度の重点施策であります砥部中学校改築工事と、坂村真民記念館新築工事が始まります。今後は砥部消防署の建て替えや、給食センターの建設など大型事業も控えております。低迷する経済、そして震災により今後は国、地方とも厳しい財政運営を強いられることになると思います。なお一層の行政改革に取り組み、健全財政を堅持しなければならないと思っておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。それでは、今定例会に提案する議案でございますが、坂村真民記念館新築工事請負契約の締結1件、専決処分承認および報告4件、土地開発公社等の経営状況の報告3件、継続費等繰越計算書の報告2件、条例の制定及び改正3件、平成23年度の補正予算2件となっております。内容につきましては議案審議の場で詳細にご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。なお、行政報告は副町長が行いますので、よろしくお願いいたします。以上で開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは平成23年3月定例会以降の行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、東日本大震災支援対策事業についてでございますけれども、3月11日に発生した東日本大震災の被災地に対し、救援物資の支援を行いました。3月19日から4月7日の間に紙おむつ等20品目について住民より233件の受け付けを行い、町の備蓄物資、毛布50枚、給水袋600枚、アルファ米1,200食、缶詰288缶と合わせて宮城県へお送りいたしました。また、人的支援として職員派遣3人を4月18日から24日の間、宮城県亘理郡山元町へ2人と、5月26日から6月3日の間、岩手県釜石市に1人の派遣を行いました。

続きまして、砥部町坂村真民記念基金寄付金の平成23年5月末現在の状況でございますが、申込件数6件、平成21年度からの述べ件数980件、申込金額36万1千円、平成21年からの延べ金額4,457万9千円となっております。次に（3）坂村真民記念館新築工事請負契約についてご説明いたします。5月30日に坂村真民記念館新築工事を一般競争入札により執行し、大和コントラクション株式会社が1億2,264万円で落札し、仮契約を行いました。本定例会に請負契約案件を上程させていただいております。次に第17回愛媛県議会議員選挙でございますが、4月10日に実施し、投票率は45.98%でございました。（5）伊予郡土地改良区総代選挙ですが、5月17日に実施し、無投票で46人全員が当選されました。2ページへお進みください。（6）暴力団排除に関する合意書の締結についてご説明いたします。4月27日に砥部町が行う公共事業物品調達等の業務について、松山南警察署と暴力団排除に関する合意書を締結いたしました。続きまして、庁舎及び中央公民館の駐車場改修工事を3月22日入札を実施し、四国道路株式会社が1,323万円で落札し、現在工事中でございます。次に防災講習会でございますが、2月6日から自主防災組織や各種団体を対象に住宅火災警報器の設置促進や自主防災組織活動の活性化、防災意識の向上を図るため、防災講習会を開催し、33団体1,013人が受講されました。続きまして（9）全国瞬時警報システム整備状況でございますが、気

象関係情報や有事関係情報を人工衛星を利用し、町に送信し、防災行政無線を自動起動させ、住民へ知らせる全国瞬時警報システムが完成し、3月19日から運用を開始いたしました。続きまして、伊予消防等事務組合砥部消防署の整備事業でございますが、砥部消防署用地につきまして、3月2日に売買契約を締結。5月17日に登記を完了いたしました。用地造成設計業務は5月16日入札の結果、株式会社松山測量設計が252万円で落札をいたしました。続きまして、(11)でございますが、重信川合同水防工法訓練ですが、5月22日に砥部町八倉の重信川河川敷で3市2町の消防団他、6機関による重信川合同水防工法訓練が開催され、砥部町消防団から212名が参加し、水防技術の習得に努めました。

続きまして企画財政課関係についてご説明いたします。入札後審査型一般競争入札を実施し、砥部消防署新築工事設計業務委託について、入札後審査型一般競争入札を執行し、5月16日に開札、審査の結果、680万4千円で株式会社四国建築設計事務所が落札をいたしました。次に、5月24日現在の入札執行状況ですが、51件の入札を実施し、設計総額1億7,974万円、契約総額1億3,364万円、落札率74.4%でございます。詳細につきましては省略をさせていただきます。3ページへお進みください。(3)の交通事故抑止決起大会でございますが、4月から立て続けに町内で発生した3件の交通事故死亡事故を受け、5月20日に町文化会館ふれあいホールで交通事故抑止決起大会を開催し、約400人が参加をしていただきました。大会では交通事故で子どもを亡くされた徳永順子さんの講演を行い、交通事故のない、安全で安心して暮らせる町を目指し、交通事故抑止宣言を行いました。

続きまして、産業建設課関係でございますが、砥部焼まつり2011が4月16・17日の2日間、28回目となる砥部焼まつりを実施し、80軒の窯元が10万点を出品していただきまして、県内外から9万人の方が訪れていただきました。続きまして、とべ温泉湯砥里館利用者250万人達成でございますが、とべ温泉が平成5年8月のオープンから17年9カ月で250万人を達成いたしました。続きまして、砥部町に在住の息子さんと訪れた伊予市の武田多賀子さんに記念の砥部焼と入浴券等を贈呈をさせていただきました。続きまして、愛媛県一斉ウォークラリー大会を5月15日に実施いたしました。

続きまして、生活環境課関係でございますけれども、下水道管渠敷設工事につきまして、現在2か所で面整備を行っております。続きまして、4ページへお進みください。砥部浄化センター建設工事でございますが、現在汚泥処理施設の電気機械の設備工事を実施いたしております。

続きまして、教育委員会事務局関係でございますが、広田小学校プール再度改修工事を有限会社エイチ・ケイ企画が297万4千円で落札をいたしました。次に麻生小学校排水設備工事、公共下水道への接続でございますが、4月18日の入札の結果、株式会社シオミが226万8千円で落札をいたしました。麻生小学校多目的少人数教室エアコン設置でございますけれども、5月16日入札の結果、有限会社白石電工が315万円で落札をいたしました。続きまして、(4)中央公民館体育館LED電球取り換え工事でございますが、3月22日の入札の結果、株式会社松永通信が498万8千円で落札し、4月14日に完

いたしました。水銀灯30灯をLED電球に取り換えたことによりまして、4月分の電気代が例年の3分の1となりました。次に(5)平成23年度の小中学校の学級編成状況でございますが、小学校が総児童数1,221人、学級数55学級となっております。次に中学校ですが、生徒数625人、学級数21となっております。詳しくは5ページへ学校別の一覧表を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で行政報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中島博志) 行政報告を終わります。

~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(中島博志) 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番松崎浩司君、4番大平弘子君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長(中島博志) 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る6月1日開催の議会運営委員会において、本日から17日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月17日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長(中島博志) 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、4月末までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。また定期監査について、平成22年度に介護福祉課及び生活環境課を、平成23年4月に産業建設課の監査を実施したところ、良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月17日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 一般質問

○議長(中島博志) 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限

しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡でございます。それでは2問質問をいたします。まず1問は三角の廃川敷地の利用についてお尋ねをいたします。現在は三角の廃川敷地は少年サッカーチームの練習場と、三角区のゲートボール場として使用されておりますのは、ご承知の通りでございます。所有は国の所有ということで、管理は県がされておるようでございます。その使用許可がちょっとはつきりしておりません。そこで安心して長く使用するためにはやっぱりしっかりした契約をしなくてはいけないのではないかということで、その本町として契約を申し込んでいく考えがあるかどうかをお尋ねをしたいと思います。第2問でございます。安心安全な町づくりについてお尋ねをいたします。東日本を襲った巨大地震の惨状を、今なお続く余震、地震を始めとする災害は国内どこの地方で発生してもまったくおかしくないような現状でございます。今日、本町としても防災の基本方針や問題点を被災地より学んで、現状に合わせて修正をしていかななくてはと考えます。防災マップにある避難所以外で、浸水想定区域内にある頑丈な堅固な3階以上の公共的な建物、たとえば県営団地と歯科医療技術大学等も指定してはどうかと思います。町長のご所見をお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの西岡議員のご質問にお答えをいたします。初めに三角廃川敷地の利用についてですが、ご質問の場所は県が管理する国有地となっております。砥部川改修の際に地元で活用できるよう町から県にお願いし、現在そのような状況で使わせていただいているようでございます。これまで地元の老人会や少年団が支障なく使っているのであれば今の形で問題ないと思います。問題が発生すれば、またお願いをしたいと思います。次に安心安全な町づくりについてのご質問ですが、避難所は町全体で医療技術大学を含め31か所を指定しております。収容可能人員は1万8,914人となっております。避難者を受け入れる余裕は十分でございます。しかしながら、今回のように想定を超える被害の発生も念頭に、中学校の建て替えなど公共施設の整備と併せて見直しを検討したいと考えております。また浸水想定区域内の3階以上の公共施設を避難所に指定をしてはというご提案ですが、浸水被害に対しましては区域外への避難が大前提であると思います。医療技術大学とは洪水時には避難所として使用しないこととしており、県営団地についても住宅部分を除くと避難者を収容するスペースはほとんどございません。一時的避難場所としては使っていきたいと思いますが、施設そのものにスペースがあまりございませんので、その分については一時避難所と考えたいと思います。以上のことで、あくまで今申し上げましたように逃げ遅れた方の一時的な避難施設と考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上で西岡議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今町長さんから答弁がありました。避難所は十分足りておるということではありますけれども、やはり想定外の地震でも起きて堤防が緩んだ時に、その後にまた雨が降ったりして氾濫するようなこともまったくないということではないので、そう



いう時にその地域外へ言われますけれども、やはり近いところでそういう選択肢がより多くあるほど周辺の住民は非常に安心が出来るのではないかなという感じがして、むしろまだ民間のそういうマンションでもご協力をいただけたところはそういう一時的な避難所でもしていただく方が選択の幅が広まってよろしいのではないかと思うんですが、そこら辺り町長どのように考えられているのか。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま西岡議員さんからありましたように、その通りではございますが、避難施設と一時避難場所というのはまた違うということでございます。避難施設の場合はそこへ収容して一日二日とおるわけでございます。避難場所についてはその時にとりあえず逃げるということでございます。そういうことで、いろんな高い施設、マンション等も含めてですね、ご協力いただきたいと思います。そして川の氾濫については、ある程度事前に予測ができますので、できるだけ早く住民の皆様にも周知をしていきたいというふうに考えております。もちろんさっき言われましたように、高い建物には逃げる場所でございますので、これについてはまた皆さんにもご協力をいただくように私の方からもお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中島博志） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） はい、そこら辺りをそしたらよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（中島博志） 西岡利昌君の質問を終わります。次に、13番中村茂君。

○13番（中村茂） 13番中村茂でございます。まず最初に去る3月11日に東日本を襲った大震災で被災された方や、お亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。さて次に本題に移ります。私は次の2点について質問をいたします。まず第一に、地震災害への対応についてであります。3月11日に発生した東日本大震災は予想をはるかに超えた大規模災害となりました。想定をはるかに超えた大津波が多くの人命や建物すべてを一瞬のうちに飲み込んでしまいました。大地震と並行して起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故発生は、住民の方はもとより、農業漁業等全てを奪う結果となり、震災後3カ月を経過した現在でも10万人近い人が今なお不自由な避難所生活を余儀なくされております。今では被災された方や原発事故の影響を受けている方々に対しまして、国を上げて手厚い支援を行い、明日への希望が失われないように配慮が最も必要であると思います。そして、この国家的危機、非常事態を国の総力を上げて乗り越えていかなければならないと思います。何よりも甚大な被害を受けた被災者、被災地の救援、復旧、復興を急ぐべきであると思います。毎日のテレビ、新聞等で現地の被災状況のあまりの悲惨さに呆然としたのも私だけではないと思います。この災害を教訓として、今後30年以内に発生するとも言われている東南海・南海地震とも、いつ起こるか予想のできない状況にあります。従って、愛媛県にも四国唯一の伊方原発があります。万一大規模地震が発生した場合、はたして冷静に行動し、自分の命を守ることができるかどうか、大変不安であります。そのためにも、日ごろの備えが大切であると思います。砥部町も地域防災計画を公表していますが、約100ページに及ぶ計画が町民に徹底されていな

いのが現状ではないかと思えます。また各区に自主災害防災組織が結成されているところがありますが、いまだ未実施のところがあります。活動は十分といえないと思えます。そこで次の点について質問をいたします。万一地震災害が発生した場合、1、町民に対しての迅速な情報の徹底方法。2番、災害無線放送、防災無線放送が聞き取りにくい地域の解消はできたのか。3点目、町は住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める、となっているが、どのような体制を取るのか。4、ひとり暮らしの高齢者の把握と対応。5番、地震の発生によるダム及びため池等の決壊した場合の通報等住民への対応。6、地震による津波や想定外の震度により原発事故が発生した場合の対応。以上の点について町長のご所見をお伺いをいたします。

2点目といたしまして、交通事故防止についてであります。愛媛県警察本部では、交通死亡事故抑止アンダー60の達成を目指して、事故防止に取り組んでおりますが、本年5月までにすでに41名の方が亡くなる事故が発生しており、目標達成するためには県民及び町民総ぐるみで取り組まないと到底達成できないと思えます。砥部町内においても4月5月の2カ月で3件の死亡事故が発生をいたしました。41名の事故の特徴として、23人の方が高齢者の方であり、構成率56.1%、全国ワースト16位となっております。町内連続事故を踏まえて、5月20日砥部町交通事故抑止決起大会が開催されました。町内関係者約400名が参加し、事故防止を誓い合いました。特に2001年7月に19歳の娘を交通事故で亡くした母親の講演があり、危険運転には必ず犠牲が伴う。交通事故は決して仕方のないことではない、と事故の悲惨さを訴えておられました。事故を防止するためには、そこに潜む危険個所を取り除かなければ防止はできないと思えます。たとえば、5月1日に起きた県道高尾田重信橋南側三叉路は、度々事故の発生する場所であります。問題点は、県営砥部団地方面から右折れして松山方面へ向かう場合、重信川にかかる橋げたが死角となり、右から来る特に自転車、二輪車や車が大変見えにくい。前方にはカーブミラーが設置されているが、これが大変小さく、また見えにくい。これを大型ミラーに変更するか、または押しボタン式信号機に変えないと、また同じ事故が発生する危険な場所でもあります。特に県営団地が近くにあり、通行者が多く、早急に改善する必要があると思えますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えをいたします。初めに地震災害への対応についてのご質問ですが、今回の大震災を受け、今後起こり得る南海地震などの災害に向け、想定外を想定した備えが必要であることを中村議員さんと同様、私も認識をしているところであります。それでは、ご質問いただいた6点につきまして、回答をさせていただきます。1点目の町民への迅速な情報徹底については、震度5弱以上の地震発生に伴い、防災行政無線を自動起動し、緊急地震速報や震度速報をお知らせすることになっております。2点目の防災行政無線の聞き取りにくい地域の解消についてでございますが、気象条件によっても変わってきますので、防災行政無線だけに頼るのではなく、ホームページやメール配信、広報車での周知も組み合わせて取り組んでまいりたいと思えます。地震情報はマスコミを通じても報道されますが、いずれにしても町の情報伝達と組み合わせ、

住民の皆様が情報を得る手段を平常時に確認し、準備していただくことが迅速な情報伝達につながるものと考えております。3点目の住民等への通常の伝達手段が途絶えた場合の対応についてでございますが、防災行政無線を基本としており、停電対策として非常用バッテリーの装備や庁舎非常用発電機からの電気供給が可能になっております。また庁舎の被災により放送設備自体に被害が及んだ場合は、消防団車両や広報車により周知する体制を取るというふうにしております。4点目の独居高齢者の把握と対応については、65歳以上の方の世帯状況については、民生児童委員が毎年戸別訪問を行って把握をしております。また独居高齢者への対応でございますが、地域で高齢者などの避難を支援する災害時要援護者支援制度で対応しているところでもあります。これは災害が発生した場合、普段から登録者の見守りを行う近隣協力員が速やかに避難誘導や安否確認を行う仕組みとなっております。5点目の地震によりダム等が決壊した場合の通報と住民対応についてですが、銚子ダムについては町及び土地改良事業団体連合会が適正管理に努めているところであり、災害時の被害軽減につながるよう日頃から監視をし、その時に備えているところです。震度4以上の地震が発生した場合には、現場確認を行い、被害が想定される場合には、ただちに防災行政無線により住民に周知をしたいと思います。また、ため池につきましても、地元水利組合が管理しており、必要に応じて土地改良事業により改修等を行っております。災害発生時の対応については、現場確認や町への連絡等を管理者に指導してまいりたいと思います。6点目の原発事故への対応についてですが、国が定めた原子力災害対策は10km圏内が計画、20km圏内が要綱を作成することになっており、伊方原発から最短で44kmの距離にある本町は地域防災計画において、原子力災害に関する事項は作成を現在ではしておりません。伊方原発は現時点で想定される津波や地震については指針を満たしているとの報告を受けており、指針が変わった場合には新たな指針に沿った対策を講じ、安全性を確保していただくことが一番と考えております。町としましても、その動向を見極め、国や県の指導を受けながら、対策を検討してまいりますので、ご理解ください。

次に、交通事故防止についての質問ですが、4月から5月にかけて、本町で立て続けに交通死亡事故が起こったことは本当に残念であり、交通事故でお亡くなりになった方のご冥福をお祈りいたします。私どもはこの事故を重く受け止め、交通事故抑止決起大会を開催いたしました。議員の皆様には急なお願いにもかかわらず、ご参加をいただきありがとうございました。この大会を契機に、交通安全意識が高まり、交通事故がなくなことを期待しております。ご質問の事故現場の改善については、町と警察、道路管理者である県が現地に集まり、さっそく対応を協議いたしました。その中でまず町は先ほど指摘いただいたようにカーブミラーを大きくする方向で現在作業を進めております。県警におきましては、見えにくい標識の改善に取り組むとのことでございます。県は橋と道路の歩道が飛び出ている部分について、車道と歩道の区別を明確にするカラー舗装化や、見通しの良い防護柵へ改良をすることを検討したいというふうに報告を受けております。いずれにいたしましても、再発防止に向けて三者が協議をして今後交通事故のない安全な街づくりに努力してまいりますので、皆様のご協力とご指導をお願いしたいと思います。以上で

中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 町長のご答弁に対して、大変参考になりました。順にちょっと私の意見を述べさせていただきます。まず第1点目と第2点目は行政無線の件でございますが、これは万一ということがありますので、行政無線に頼るだけでなく、震度5以上の災害の場合は消防署の広報車とか、町の広報で住民の方々に対して十分徹底すると、このようにお願いしたいと思います。3点目のもしバッテリー等が故障した場合、これもさっき言いましたように日ごろの点検が大切だと思います。バッテリーの点検、非常用発電機の点検、これをやはり度々月2回ぐらい点検していただいたりして、万一使えないことがないように対応していただきたいと思います。5点目といたしまして、ダムとか銚子ダムでございますが、永立寺にはすぐ住宅の上にため池があります。万一ため池が決壊した場合、だれが責任持つてするか、町長は先ほど担当の水利組合とおっしゃいましたけれども、昼起こったのであればそれは対応できますけれど、夜中に震災が起きた場合等を考えてですね、その道は身近な方がどっかに通報、役場に通報するとかですね、そういう方法を取っていただいたらいいのではないかと思います。また銚子ダムも万一決壊した場合はやっぱりそこまで行くまで大変時間がかかりますので、やっぱり夜中の場合は区長さんとか誰かが責任を持つてですね、通報する責任者を決めていただいたらいいのではないかと思います。6点目に原子力発電所は万一破損した場合、東京電力のようにですね、伊方原発が破損した場合の想定もまだ徹底できてないと思います。私も伊方原発に行って参りました。すぐ海のそばにありましてですね、大変万一津波等が来た場合は本当にすぐ水をかぶってしまうような状況でございます。したがって、発電車を35mの山の方へ置いておくとかですね、消防車を置くとかいう説明がありましたけれども、万一の場合、もしそのように原子力が破壊した場合ですね、風水によっては砥部町にもくる場合もあります。冬場は西の風が吹いて参りますからね。44km離れておるから砥部町は安全とは限らないと思います。万一のことを考えてする上で対応をしておかないと、いざとなったら全然右往左往するだけで大勢の犠牲者が出るだけであるところのように思います。交通事故防止の件ですが、先ほど言いましたように、重信の橋の三叉路にカーブミラーを大きくすると、このようにおっしゃっていただけました。これは大変結構なことです。本当に小さいカーブミラーがありまして、雨の日とか、冬場はそのカーブミラーが曇って見えないんですね。私もたまには通りますけれども、全然見えません。これはあてになりません。それを大きくするというのは、一抹の光明が見えたような気がいたしますが、完璧とは言いませんので、やはりカーブミラーの清掃等も十分行っていかなければ意味がないことだと、このように思います。そこで、6点ありますが、今回の大震災でですね、大変対応のよかった例と悪かった例を新聞等で読みましたので、ちょっとご報告をしておきたいと思います。11日に発生した大震災で、宮城県石巻市の大川小学校は全校生徒108名。そのうち74名の方が亡くなった。津波に飲み込まれた。先生も10人が亡くなられた。7割にあたる大変な犠牲が出たわけです。そののも避難指示の適切に行われたかどうかによって、大勢の命を奪われたというのが今の現状ですね。地震が起きた時に全校生徒も校庭に並んどっ

たという、108名が。そうするとその小学校が避難場所になっておった。そうすると今度は住民の人がどんどん来だしたんですね。その対応に追われて子どもたちを避難する時間がどんどんどんどん延びていったわけですね。そして父兄が津波が来るのを聞いて、車で迎えに来だしたんですね子どもを。その対応もしなきゃいけない。50分しかなかったのに、もう津波が来だしたんですね。慌てて高いところへ避難しよう、逃げつつって一列に並んで高い方へいっとたら今度は川上の方から今度も津波が来た。両方から挟まれたんですね。それで慌てて今度は裏山に逃げた。小さい子供は急な山で道もない、雪が降っておった。滑る。そんなんで最初からそこに上がることを躊躇しておったと。そんな関係でなかなかうまく避難ができずに残念ながら7割、74名、先生10名が亡くなられた悲惨な結果であります。本当にお気の毒であると思います。反対にすごい素晴らしい行動を取ったというのは、岩手県の釜石中学校であります。この中学校では津波が来たらすぐに逃げろと、こういう指示をいつもやっておるそうですね。津波防災教育の三原則というのをつくっておきまして、1、想定を信じるな。2、ベストを尽くせ。3、推薦避難所退避。こういうふうについていつも学校で教えておった。ほんで訓練もやっておった。その日に5分間の地震の揺れが来た。さあ逃げろって、皆行動に、中学生出て、逃げ出したんです。手前に小学校がありましたんですけれども、その鶴住居小学校、3回目で逃げとったんですよ。中学生がどんどんどんどん逃げてくもんだから、同じようにあとをついて皆、逃げてきた。それで最初の避難所に着いた。するとその避難所も裏山が崩れて危なくなってきた。それが駄目だからまた高台に逃げてった。するとすぐ今度その避難所がつぶれてしまった。間一髪のところまで300名にあたる人が助かったんですね。ちょっとした、指導者というか指導が、行動によって助かってきた。全校生徒で300人が助かったのも、驚異的なことなんですね。残念ながら病気で休んでおった5名の方が亡くなっておるそうですけれどもね。そのように一瞬の判断、先生方の判断が大勢の人を亡くすとか、人を救うという大きな分かれ道になるとこのように思います。したがって、今後も先生方に対してどのようにいざという時に行動するかをやはり日ごろ徹底することが大切ではないかこのように思います。砥部町の31箇所の避難所があるとおっしゃってましたけれども、第一でそれでいいということじゃなしに、ここでダメなら次を決めようと、そういうふうな方法でいざという時に対応していただきたいとこのように思います。そして町内全員で知恵を出し合って事故のあった場合、いかにして自分の命を守るかどうかという方法をお互いに勉強していきたいと、今後役に立てていきたいと、以上で私の質問を終わります。

○議長（中島博志） 以上で中村茂君の質問を終わります。次に4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 出席番号4番大平弘子でございます。よろしくお願ひいたします。議席番号ですね。初めに、3月11日に発生しました東日本大震災で亡くなられました多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまと関係の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。2つ質問させていただきます。初めに、東日本大震災の支援についてお尋ね致します。3月11日に発生した大震災は5月24日現在で2万3,562人の死者、行方不明者があり、いまだ余震が続いている状態で、改めて自然災害の

脅威を痛感するとともに、物資が不足する厳しい状況の中、お互いに励まし合い、助け合う被災者の姿や震災から9日後、80歳の祖母と16歳の孫が助け出されたニュースを見て人間の力強さも実感いたしました。被災地には両親を亡くした子どもさんが100人余りおられます。また18都道府県に設置された約2,500箇所の避難地に約10万人が身を寄せ合って暮らしております。砥部町も支援金、それから支援物資などを各地で集められ町民一体となり応援しましたが、長期的な観点から町として避難者の受け入れはどのようにしているのか。また今後の受け入れはあるのかお聞きいたします。災害の場合は施設も入所要件の規定が外されます。町内には山村留学センターや施設がありますが、受け入れの話はされたのか、またあったのか。職員の住宅も多数空いておりますので、受け入れが可能かと思えます。砥部町がどのように被災地に受け入れの話をしたのか、また砥部町も伊方原発から45kmしか離れておらず、県内にあります。砥部町はどのように対策をお考えなのか、町長のご所見をお伺いいたします。

2つ目、認定子ども園の実現はいつごろになるのでしょうか。保育所と幼稚園の垣根を取り払う幼保一元化や、保育所整備などに重点を置いた子育て支援強化が重要です。また幼保一元化の推進により、希望するすべての保護者に養育サービスを提供し、待機児童解消を図ることができます。幼保一元化は少子化の進行を育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決すべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする施策であります。2006年に就学前の子供に関する教育保育などの総合的な提供の推進に関する法律が制定され、幼保一元化施設として認定子ども園制度が開始されました。認定子ども園は保育に関係ない幼児を4時間程度教育する幼稚園的機能と、保育に欠ける乳幼児を長時間保育する保育所的機能を一体化したものでありますが、幼稚園と保育園は異なる歴史的経緯により設立されたため、運営基準、教員の資格が異なっています。これを一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す施策であります。認定子ども園制度の発足に伴い、幼稚園教諭、保育所両方獲得できるよう、カリキュラムを改定しています。2010年度より養育過程で必修した科目に対応する試験科目が免除されることに制度が改められました。以前に他の議員さんからの質問に対し砥部町の認定子ども園については耐震の調査をしてからと町長は返答されました。その後認定子ども園はどのように進展しているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。初めに東日本大震災の支援についてのご質問でございますが、被災者の方々への支援については、愛媛県が被災地支援本部を立ち上げており、本町はこの本部を通じ救援物資の提供や人的支援を行っております。したがって、被災地との直接のやり取りはございません。知事からお話がありましたが、愛媛県方式ということで、これは色んなものを本当に必要なところへ送るといふこと、混雑をきたさないといふこと、他の県からも評価をいただいているという愛媛県方式でございます。また、ご質問の避難者の受け入れについても、県が提供可能な公営住宅や民間住宅を取りまとめ、物件を提供していますが、愛媛県は遠隔地でありますので、希望者が少ないようでございます。親戚の人とか、友人とか、そういう範囲に限られ

ているようでございます。今後も県本部を通じ、被災地からの要請があれば砥部町としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。次に原発対策につきましては、先ほど西岡議員さんにお答えさせて頂きましたので、私の今の範疇というのは、その通りでございますので、よろしく願いいたします。次に、認定子ども園の実現はいつごろになるかというご質問でございますが、耐震診断につきましては、昨年度までに全幼稚園保育所の診断を行い、宮内幼稚園の1階部分を除き、耐震強度は保たれているという結果でございます。宮内幼稚園については、耐震補強するか、それとも子ども園に向けて改築するか、検討をしてまいりたいと思います。しかし、認定子ども園の実現については、現在国において子育て支援強化の優先的な取り組みや、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援システムの検討が進められておりますが、いろいろな考え方があり、賛否両論、なかなか決定とはなっていません。現在5つの案が出ているのも大平議員さんもお存じのとおりだというふうに思います。そういうことで、昨年3月にもお答えした通り、国の動向を見極め、判断をしてまいりたいというふうに考えております。以上で大平議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 東日本大震災の支援についてですが、砥部町広田小学校は同じ広田小学校、被災に遭っておりますので、保護者の方と子どもたちが文通を兼ねて応援をしているようでございます。それから認定子ども園のことですが、砥部町の幼稚園保育園どこも定員割れで、今後児童数の増える可能性はあまり期待できないと考えられます。幼保一元化にすれば保育士も教諭も最小限で人件費も安くなると考えられます。昭和49年2月の砥部幼稚園が一番古い建物ですが、定員も約半数の児童数です。もう一度お尋ね致します。幼保一元化、認定子ども園の計画は見送るということでしょうか。以上で質問を終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 広田小学校という学校があり、文通をされているということで、私も今日初めて実は知りました。非常にいいことだと思いますし、できるだけいろいろな形で被災地の方に支援をしていきたいというふうに思っております。次に認定子ども園をあきらめたという問題ではなくて、国の方針が右往左往しているわけでございます。先ほども言いましたように今現在5件出ているわけでございます。そういうことで、これを見極めていきたいということを私は考えております。それから前に答弁させていただいた中にも、それで1つにすれば経費がだいぶ安く上がるかということは教育委員会の方で試算していただきましたが、そんなに安くなしないと、経費的にはあまり変わらないと。それもやはり幼保一体化にして両方が一緒に学べるということの方が、というお話をさせていただきました。やはり何といたしましても慎重にこういうことについては運ばなければなりませんし、前のアンケートで現場サイドからかなりの反対の意見もございました。しかし前向きで今後も取り組んでいきたいという気持ちには、私には変わりございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中島博志） 以上で大平弘子君の質問を終わります。

ここで暫く休憩します。再開は午前10時45分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（中島博志） それでは再開します。一般質問を続けます。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まず最初にこの東北大震災、さらに福島原発事故で被災に遭われた方々に対して、お見舞いと一日も早い復興をお祈りしたいというふうに思います。今日は大きく2点の質問を、提出をいたしました。まず1点目はこの地震から繋がる原子力発電所の被害を受けて、この愛媛県にも伊方原発がありますので、少しその伊方原子力発電所の安全対策について、要請だとか実際に事故が起きた時にどうなんだろうかというふうなことについて、町としても考えておく必要があるのではなかろうかというふうなことから、質問をいたします。先日も町内のある会合があつて、行った時にやはり町民の方から伊方大丈夫なんかというふうに聞かれました。私は専門家でも何でもありませんし、すいませんわかりませんというしか答えられなかったんですが、他にもやっぱり同じようにですね、40数kmで大丈夫なんだろうかというふうな声がたくさんあります。そういうふうなことを聞いておりますので、質問をしたいなというふうに思ったんですが、たまたま5月3日付の愛媛新聞に自治体市町のみなさんにアンケートを取られた、その結果報告というのがありました。それを見ておりますと、中村町長は伊方原発の耐震対策や津波対策ともやや不十分ではなかろうかというふうにお答えしております。それから、避難計画や対応マニュアルなどの見直しや策定については、当面のところはありませんというふうに回答をされておられます。特に耐震対策だとか津波対策については、専門家の判断を信じますということであるんですが、この福島原発の事故は専門家が安心ですというふうに言っていて、実際に、この間ずっと運転されてきたわけですが、起こってしまいました。想定外という言葉はテレビなんか見ても本当の専門家であれば想定外という言葉なんかは発するべきじゃないんじゃないかというふうに発言されている方もおいでましたが、いわゆる安全神話が崩れたわけでありまして。そういうふうなことで、町長が言われる専門家の言葉を、専門家の言ってることを信じますということだけではなかなか町民のみなさんも本当かなというふうにやっぱり思うのではないのでしょうか。今回事故を起こした福島第一原発の1号機はちょうど40年ぐらいでしょうか、運転をずっとしてきました。伊方原発の1号機はもともと30年というふうな予定であったようなんですが、すでに33年を超えております。県民の中からも廃止を望むような声もたくさん出されてもおります。更に伊方町のお隣の八幡浜市では行政や漁協など様々な団体のところからも定期検査中の3号機の再開についてもいろんな意見も出され、なかなか再開をうんというふうには言っていないようなそんな慎重な様子が見て取られます。また伊方30km圏内の市町が単独や合同も含めて勉強会などを開いております。そういう報道も見ますが、やはり危機意識が強くなっているんだなというふうなことも考えられます。そのような状況から、冒頭申しましたように、町長として、四国電力に対して今一度安全対策について万全の対策を取るよ



うに申し入れるようなこともお考えになってはいかがでしょうか。それから、50km圏内だから、失礼しました10km20kmのお話しが先程ありましたが、やはり想定外のことを想定しないといけないというふうに中村議員の質問の際に町長もお答えになりましたが、やっぱりそういうふうな意味合いからですね、もしも万が一というふうなことも踏まえて、この砥部町でも原発の事故があった場合の対応マニュアルというのは今から準備しておく必要があるのではなからうかというふうに考えます。町長のご所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、地域経済の活性化に向けて取り組みをこういう形で考えられないでしょうかというふうな提案を含めての質問になります。3月議会で町長が施政方針を述べられました。大きくは5項目だったと思いますが、重点施策の5番目に地場産業の振興について述べられました。それに関連して発言をいたします。1つは地元でとれるミカンとか梅とかブルーベリー、そのようなものを原材料として町内の他の業種の方と連携していろんな新しい製品を開発、さらには販売する。そういうふうなことを、しかもとべっちという最近ゆるキャラということで今治のバリーくんだとか宇和島のもーにくんもーにちゃんだとか、たくさん出て、結構人気を集めているようなんですが、そういうとべっちのマークを砥部産品にはつけて、イメージもアップさせていくという、そういうのがいいのではなからうかというふうに思います。先日観光協会の総会がありまして、そこにも少し発言をさせていただいたんですけど、具体的な事例を私、ちょっと探してみました。2009年にスイーツを切り口として、本県産の農産物のPRや消費拡大を図ろうということで、愛媛スイーツプロジェクトというものがスタートしております。色んな活動しているんですが、その活動の中の一つに、スイーツコンテストというものがあります。プロやアマそれぞれの部門で様々な県産の農産物を使ったスイーツが出品され、それを審査にかけるわけです。2010年度アマチュアの部門では、七折小梅のヨーグルトムースというのが銀賞に入ってます。これは愛媛新聞にも写真入りで報道もされておりました。同時にプロの部門でも七折小梅の使用のものが2点あります。梅のホワイトオペラ、それからしっとり濃厚梅酒のケーキ。そういう作品にはなるんですが、入賞しております。スタートした2009年度には七折梅のロールケーキ、これがアマ部門で受賞もしておりました。砥部に行けばこんなにおいしいものが、美味しいスイーツがあるんだ、そういうメッセージを常に発しながら、メッセージをしっかりと伝えながら、少しでも地場産業の振興に役立てていければいいのではなからうかというふうに考えております。それからもう一つは産品とは少し違うところがあるんですが、県内の建築事業者の仕事を増やし、町民の住宅リフォームを町内の建築事業者が請け負った場合に、それを一定補助しようというリフォーム補助制度、そういうものの導入だとか、すでに耐震診断については一定の費用出しておりますが、今度はそれを受けて実際にリフォームしようという時にもそれを運用できるようなそういう制度にしてはどうかというふうに提案したいと思います。こういう制度は現在、4月1日現在なんですけど、全国で330の自治体の実施しております。都道府県単位では2つ、市単位で181、町単位で124、村が18、区5、これらの合計で330になります。愛媛県内では唯一宇和島市が今年度からスタートすると、6月から実施すると

いうふうなことで、600万円を予算化しているそうです。もし途中で足りなくなれば、さらに追加します、増額補正を組むというふうなことにもなっているというふうに聞いております。少し宇和島市のこの制度について紹介しますと、1つは市内に住み、持ち家のリフォーム工事をする人が対象です。それから建築後10年以上経過した住宅です。3点目は市内の建築業者を主な施工業者とする。どうしても業種によっては市外にならざるを得ない場合もあるということで、市内だけとはしていないようです。リフォーム金額は50万円以上の工事です。それから工事費の10分の1以内で上限は20万円までです。耐震補強工事も該当し、エコ、介護などの補助制度も併用できる。このような中身になっているようです。こういう制度を町でも工夫して作り、町民からも喜ばれ、事業者からも喜ばれ、仕事が増えますから、更には税収がアップになるというふうなことで、町内の経済効果も上がるのではないのでしょうか。ぜひこういう制度を導入してはいかがでしょうか。以上町長の所見をお伺いいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず始めに伊方原子力発電所の安全対策要請申し入れでございます。それともう一つは町の対応マニュアル作成についてのご質問をいただきました。佐々木議員さんもお存じのとおり今回の震災による原発事故を受け、四国電力では地域や県内各市町へ説明および新聞広告やチラシによりその取り組みを広く周知しております。これは我々にとっても大変ありがたいことでありますし、原発を持っている会社の責任でもあるというふうに私は考えております。伊方の山下町長とも町村会と言いますか、町長会で9つしかございませんけど、その中で皆仲間と話します。伊方は日本で一番情報を開示をしているという発電所であると、原子力発電所であるということをよく彼が申しております。これは彼が実感しているところではないかと、一番現場に近いところの首長が言っておりますので、私はそういうこともありまして、今言っている専門的なことに関しては私自身が口をはさむ余地はないんじゃないかなと、私はあくまで原子力の専門家でもございませんし、意見ということではできませんが、もっともっとやはり二重三重に色んな対策を講じていただいて、いざという時には絶対に間違いのないようなことをしていただきたいと、具体的にどうせいということでは申し上げられません。しかしそれはやっていただきたいというふうに思っております。その他にも伊方の方には原子力安全委員会及び保安員が原子力発電所緊急安全対策の実施要求に参りました。視察に参りました。その中でも適切な実施していると発表をしておりますので、ぜひともこの視察の結果を裏切らないように、四国電力としては十分な対応を我々に対してしていただきたいと思っております。それからまた安全対策の要請を砥部町としてはどうかというようなご意見をいただきましたが、砥部町は44km離れております。先ほどお話しした通りでございます。その中で我々はいろいろ町村会の中でも話しました。そしてやはり遠くは上島までありますし、南は愛南町、これはまあ季節風の関係で愛南の方へはかなり風が吹くというような報告も頂きました。そういうことで、町村9つが一つになって県を通じて、そして四国電力へ要請をしようということになりましたので、町としては単独でというのはとりやめまして、全体としてやりたいというふうに思っております。それか

ら、防災計画等原発の事故のマニュアルについては、先ほどもお話ししましたように、10km20kmは今出ておりますが、それ以上についてはまだ県からの方針、国からの方針も出ておりません。そういうことで、これについては今後の動向を見極めながら対応してまいりたいというふうに思っております。決して放っておくというのではない、ありませんが、やはりこういう大きなことは一つの町ではなかなかできません。そういうことで、国県と一緒にやっていきたいというふうに思います。

次に地域経済活性化に向けた取り組みでございますが、私も同感でございます。やはり今一次産業は大変苦勞をしております。1+2+3で6次産業ということになっております。本年3月に6次産業化法というのが施行されました。地域資源を活用した農林漁業者等による新たな商品開発、または販売を一体的に取り組むなどに対して、国県の支援事業ができました。これを私は周知徹底して、我々も一緒になってこの制度を活用していきたいというふうに思います。またイメージキャラクターのとべっち、これは本当に愛くるしいイメキャラだというふうに私は思っております。私だけかもしれません。しかしこれは皆さんにとっても印象に残るキャラクターでございますので、簡単な手続きで町産品に大いに取り入れていただいて砥部の町も一緒にPRしていただきたいというふうに思っております。次の町内業者を活用した場合のリフォーム補助、これでございますが、私は耐震診断を受けたものに対してするということには大いに賛成でございますし、これからやっていきたいというふうに考えておりますが、個人的な住環境の改善を目的としたリフォーム、これについてはやはり個人でやっていただくということに、2つに分けて考えさせていただきたいというふうに思います。耐震化については愛媛県が民間木造住宅への補助事業を積極的に検討しておりますので、そうなれば町としてもその制度を利用して事業実施をしていきたいというふうに考えております。以上で佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まず2点目の方の町産品のところでは、とべっちのシールを張ってぜひやっていこうということで、これはもう本当に一日も早くやっていただいて、皆さんを勇気づけていただければと思います。またリフォームについては少し事業者の人とも話を、私はしていきたいなと思っておりますが、できるかぎりこの趣旨がですね、冒頭に言いましたように、町民が喜ぶし、業者さんも喜ぶし、町の税収にもそれが跳ね返ってくるというふうなことを考えましたら、個人の住宅についても、もう一度検討していくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、またこれからそういう取り組みをしていきたいと思っております。伊方原発の関係でございますが、1つはこれは報道もされておりますが、例えばですね、福島原発の地域汚染が約9万人とも10万人とも言われておりますが、そういう人たちが避難をしていると、指示が出た、途中で解除になったところもあります。そういうような報道の中で、200km以上離れた東京都でも、これは皆さんもご存じだと思います。飲料水汚染がありました。ただしこれは乳幼児だけということではあったんですが。現実には200km離れたところでも出ていると。さらに300kmほど離れた小田原市だとか、足柄市でも御茶の葉っぱが汚染されてますというふうなデータも出て

おります。そういうふうなことを考えましたら、44kmだからというふうなことでは、やっぱり想定外の想定をしないといけないということの、町長の言葉をお借りしましたら、もう少し考え頂いた方がいいのかなど。しかも県や国に対してもこういう事実があるわけですから、先ほどの伊方、すみません、四国電力の方へのみなさん、市長さん皆さんの連名でということをおっしゃっていましたが、同じようなことを現実問題を捉えながら対応もしていただくことが必要じゃないのかなというふうに思います。それから、四国電力が取った対策と言いますか、新聞の全面広告にもあったんですがあの中に、津波で福島第一原発はやられてしまったんだという表現があったんですが、実はどうもそうじゃない、すでに地震の時点で1号機は破壊してた、というふうなことが東京電力の内部資料からも出されております。報道もされております。まだ最終の原因が明確にはなっておりませんが、すでにそういう事実があったということで、津波じゃないと、地震そのもので福島原発は駄目になったんじゃないかというふうなこともおっしゃってあります。その辺については少し調べて参りました。地震発生直後に1号機で非常用復水器と呼ばれる炉心冷却装置が一旦自動起動したものの、津波到達の30分前に何らかの原因で一時停止したと。これは新聞報道なんかでも6時間と、何時間でしたか、14時間でしたか、というふうにも出ておりましたが、止まっていたと。1号機の原子炉圧力容器か、容器に付随する配管の一部が破損し、圧力容器を取り囲む原子炉格納容器に蒸気が漏れ出ていた可能性もあり、原子炉の閉じ込め機能の中核である圧力容器が地震で破損したということであれば、これが国が持っているいろんな耐震設計指針の信頼性そのものが失われてくるんじゃないかというふうな指摘もされております。また、4月27日に衆議院の経済産業委員会で日本共産党の吉井英勝議員が地震によって受電鉄塔、これが倒壊して福島第一原発の外部電源が失われ、炉心溶融が引き起こされたというふうに追求しました。原子力安全保安委員の寺坂信昭委員長は、倒壊した受電電塔が、これは津波の及ばない地域にあった。津波じゃなくて地震そのものでその鉄塔が倒れたと。それが倒れたばかりに、電気がうまく回らなくて、ああいう事態になったんだと、いうふうなことで、それはこの経済産業委員会で議事録としても残っております。そういうふうなことも考えましたら、本当に今までの国の言ってた、また専門家が言ってる安全です安全ですというのがことごとく、何て言うんですかね、違ってたというふうなことがたくさん出てきてます。そういうふうなことを考えましたら、しかも、伊方は地盤が大丈夫ですというふうに言ってる専門家もおいでなようなんですが、三波川地帯という、中を、四国山地の北半分は三波川地帯と呼ばれて、そういう中央構造線の範囲に入っております。ここには緑色片岩、あのよく河原で薄っぺらい石で投げて波の上を飛ばして遊ぶああいう石のことなんだそうですが、ああいう層だそうです。もろくて崩れやすいというふうなことを、そういう層が、この大きなものが走ってるにもかかわらず、本当に伊方の立地、いろいろ調べてみたが、大丈夫ですというふうなことになるのかなど。これは2005年に愛媛大学の防災研究会、愛媛の防災ブックというのが2005年に発行されていますが、その中でそういうことが紹介されているそうです。そういうふうなことで、色んなことを見たり聞いたり調べてみると、どうしてもよしこれで大丈夫ということにはなかなかありません。そういう意味で、本当に、もちろん

起こってほしくないんですが、起こった時のことを考えれば、早め早めに手を打つことが必要ではないかというふうに思われますので、ぜひ町長、国や県に対しても10km20kmと言わないで、50km範囲のところはどうしたらいいんだというふうなことを国の方に提示をするようなこともやっていただければと思います。

○議長（中島博志） 答弁いますか。

○1番（佐々木隆雄） はい、お願いします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 今おっしゃられた通りで、我々も国や県に働き掛けていきたいというふうに思います。一つ、やはり言えるのはですね、今伊方は安全なという意見もあり、そしてまた佐々木さんも言われたような意見もあります。学者がですね、3人寄ったら日が暮れるというようなことですね、学者さんにもそれぞれの意見がたくさんあります。そういう中でどれを我々は取り入れていくか、信じていくか、そういう問題もございまして、町独自でマニュアルを作ると、県国の補助がなければこれも大変難しい、非常に奥が深い問題でございまして、解決には町としてはなかなかできにくいと思います。そういうことで、これからもやはり県国へ働きかけて、県国の指導をいただいてそういうマニュアルを作っていくというふうにさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（中島博志） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 最後に少し私の個人的な思いも含めて述べさせていただきたいと思いますが。この原発問題は本当に日本のエネルギー問題にとって大変な、大切なことですので、様々な議論がこれからも多々交わされていこうかと思いますが、今段々と世界の趨勢が自然エネルギーの比率を高めようじゃないかというふうになっているようです。ドイツではもう原発はなくそうというようなことにもなっているようなんですが、菅首相が太陽光発電など自然エネルギーの比率を高める方針を打ち出しましたが、愛媛県中村知事も原発の危険性に鑑みて、長い目で見れば脱原発への道筋を探るべきだというふうに同調もされております。私もそういう意味ではできる限りそういう自然エネルギーの比率を高めるようなことが大事だろうし、この本町でも省エネや自然エネルギーの比率を高めるような取り組みをしてほしいというふうな要望をさせていただいて、質問を終わります。

○議長（中島博志） 以上で佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

## 日程第6 議案第34号 23総務第11号坂村真民記念館新築工事請負契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第6議案第34号23総務第11号坂村真民記念館新築工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第34号についてご説明、ご提案させていただきます。お手元の方、議案第34号とその資料をご用意ください。よろしいでしょうか。議案第34号23総務第11号坂村真民記念館新築工事請負契約の締結について。次の通り工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由でございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。内容でございますが、契約の目的は読み上げました通り坂村真民記念館新築工事の契約でございます。契約の方法としまして、一般競争入札でございます。契約金額でございますが、1億2,264万円。内消費税及び地方消費税の額は、584万円でございます。契約の相手方でございますが、松山市余戸南5丁目15番26号。大和コンストラクション株式会社。代表取締役義野正弘でございます。若干説明を加えさせていただきます。工事の概要でございますが、鉄骨造りの2階建てで、延床面積が約641㎡。工期につきましては、この議決をいただきました日から平成24年1月31日まででございます。入札状況につきましては、お手元の議案第34号資料の方をご覧ください。一般競争入札で告示をいたしまして、県内本店の建築業者16社から申し込みがございました。入札につきましては郵便入札でおこなっております。価格の低い順位から並べておりますので、ご覧頂いたらと思います。一番低かったフジコンストラクションにつきましては、低入札調査価格の客観的基準を満足できておりませんでした。直接工事費が設計金額の70%を切っておったということで、失格とさせていただきます。2番札を入れました大和コンストラクションさんに決定いたしました。この価格は予定価格に対しまして80%でございます。あと辞退が2社、それから無効となっておりますのは、郵便入札の届く期限が遅れたものが1件、それから工事内訳書が正しく入ってなかったというものが1件でございます。以上でございます。ご審議のうえご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第34号23総務第11号坂村真民記念館新築工事請負契約の締結については可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれをもって散会します。

午前11時19分 散会

平成23年第2回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成23年6月10日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成23年6月10日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一 13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法第122条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀 教 育 長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫 企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      辻 充則 会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長                      藤田 正純 介護福祉課長                      重松 邦和                      保険健康課長                      大野 哲郎 産業建設課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      日浦 昭二 広田支所長                      丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	2人	

平成23年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分第1号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第2 承認第 2号 専決処分第2号の承認について(砥部町国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第3 報告第 1号 専決処分第3号の報告について(道路管理瑕疵事故:町道矢取松前線)
- 日程第4 報告第 2号 専決処分第4号の報告について(道路管理瑕疵事故:町道多居谷仙波線)
- 日程第5 報告第 3号 砥部町土地開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第 4号 株式会社グリーンキーパー平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について
- 日程第7 報告第 5号 有限会社砥部町産業開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について
- 日程第8 報告第 6号 平成22年度砥部町継続費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第 7号 平成22年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 議案第35号 砥部町暴力団排除条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第37号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第38号 平成23年度砥部町一般会計補正予算(第1号)



日程第 14 議案第 39 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計補正予算  
(第 1 号)

・散 会

平成23年第2回砥部町議会定例会

平成23年6月10日（金）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号専決処分第1号の承認について

（砥部町国民健康保険税条例の一部改正について）

（説明、質疑、承認）

○議長（中島博志） 日程第1承認第1号専決処分第1号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（辻充則） 承認第1号専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

それでは、2ページの専決処分書をご覧ください。専決第1号は平成23年3月31日付で地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。4、5ページをお開きください。まず第2条第2項でございますが、国民健康保険税の課税限度額を50万円から51万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税限度額を13万円から14万円に、第4項では介護納付金課税限度額を10万円から12万円に改正するものでございます。次に、第23条では国民健康保険税の減額について規定いたしておりますが、国民健康保険税の課税限度額を、失礼しました。減額における国民健康保険税の課税限度額を50万円から51万円、後期高齢者支援金等課税限度額を13万円から14万円、介護納付金等課税限度額を10万円から12万円にそれぞれ改正するものでございます。3ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。また、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成23年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分第1号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第2 承認第2号 専決処分第2号の承認について  
(砥部町国民健康保険条例の一部改正について)

(説明、質疑、承認)

○議長（中島博志） 日程第2承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険課長。

○保険健康課長（大野哲郎） それでは承認第2号についてご説明を申し上げます。専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

それでは3ページの専決処分書をご覧ください。専決第2号健康保険法施行令等の一部改正に伴い、砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。専決日が平成23年3月31日でございます。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例。改正の内容につきましては、4ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。本件につきましては出産育児一時金、この支給額にかかる条例の改正でございます。21年10月1日以降、実はこの附則第5号におきまして、39万円が支給されるようになってございます。今回の改正で額が変わったわけではございませんが、恒久的な措置とするため、本則第6条の2の条文中にあります35万円を39万円に改正するものでございます。で、改正案には附則第5項を削除するというところでございます。3ページへ戻っていただいでよろしいでしょうか。附則この条例は平成23年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第3 報告第1号 専決処分第3号の報告について  
(道路管理瑕疵事故：町道矢取松前線)

日程第4 報告第2号 専決処分第4号の報告について  
(道路管理瑕疵事故：町道多居谷仙波線)  
(説明、質疑)

○議長（中島博志） 日程第3報告第1号及び日程第4報告第2号の専決処分の報告についてを一括議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは報告第1号専決処分第3号の報告についてご説明をいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告いたします。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

次のページ専決第3号を見ていただけたらと思います。この専決処分は町道管理瑕疵事故に関する損害賠償額の決定、及び和解でございます。損害賠償額は自家用車のタイヤとバンパーの破損46,550円でございます。相手方は松山市東垣生町1091の20、中川和伸さんでございます。事故の概要でございますが、平成23年3月8日午後6時30分ごろ、砥部町八倉97番地先町道矢取松前線で、時速40kmで西へ進行中、前左タイヤが路面にできた穴ぼこに落ち、前左タイヤとバンパーを破損したものでございます。詳細につきましては次のページを見ていただけたらと思います。場所は砥部浄化センターの近くで、重信川の堤防を町道として使用しているところで発生いたしました。道路幅員は4.3m、穴の大きさは縦90cm、横25cm、深さ8cmで被害者からは当時薄暗くて穴に気づかなかったと申し出ございました。示談の内容といたしましては、自動車の修理の7割を町が、3割を被害者が負担すると調停いたしました。なお、損害賠償額は全て保険適用となっております。

次に報告第2号をお願いいたします。3ページをお願いいたします。損害賠償額は業務用トラックのフロントガラスの破損10万7,993円でございます。相手方は砥部町玉谷1685番地、有限会社伊予鉱業所でございます。事故の概要でございますが、平成23年3月13日午後1時頃、砥部町多居谷1355番地先町道多居谷仙波線で、町道法面からの落石が車のフロントガラスに当たり、フロントガラスを破損したものでございます。詳細につきましては次のページをお願いいたします。場所は国道379号から3.1km入ったところで発生いたしました。道路幅員は約3.5mで、現場は法面保護をしていない岩が風化ところでありました。被害者からは突然石がフロントガラスに当たりひびが入ったと申し出ございました。現場での調査の結果、話には矛盾点はなく、保険会社と相談した結果、フロントガラス取り換え分全額町が負担すると調停いたしました。なお、損害賠償額は全て保険適用となっております。このような2件の道路管理瑕疵事故が発生しましたこと、被害者には大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫び申し上げます。今後町道の維持管理の一層の努力をしてまいります。以上専決処分第3号、第4号の報告といたし

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番栗林政伸議員。

○8番（栗林政伸） 課長ね、以前にもこの松前線でありましたよね。穴が掘れて。ご存じのように非常にあそこは車が通行量が多いので、もうちょっと穴が掘れた言うたら一雨降って次に行ってみたらすごくまたひどなっとなですよ。それとまたちょうど舗装の際の法面までの土羽のところ、あそこも非常に段差があったりするところも多々ありますのでね、やはりあの、以前にも、そら保険で済ましたらいいもんじゃけど、これ間違ったら大きな事故にも繋がるので、時々課長あの建設課の職員をね、見張りというか、走ってもらって、チェックをしてですね、できるだけ早い時に、傷が大きくならんようにですね、心得ていただきたいと思います。

○議長（中島博志） 答弁いりませんか。

○8番（栗林政伸） いりません。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありますか。

[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号及び報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第3号 砥部町土地開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに  
平成22年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（中島博志） 日程第5報告第3号砥部町土地開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第3号砥部町土地開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成23年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成22年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

説明させていただきます。まず22年度決算からご説明をさせていただきます。18ページをご覧ください。まず砥部の土地開発公社でございますが、現在事業というものは行っておりません。また土地についても所有をしておりませんので、大きな支出等はございません。22年度のキャッシュフロー計算で見ていただきますと、まず1番、(1)の受取利息の受領額が2万3,363円。雑支出として1万4,300円。これは公社理事会の際の食事代でございます。差引しまして、事業活動によるキャッシュフローとして9,063円が増えておるわけでございます。それから、5番を見ていただきたいんですが、現金及び現金同等類等の期首残高が1,115万5,393円ございました。これに増加分

9, 063円が増えまして、6の期末残高として1, 116万4, 456円になっておるものでございます。この現金等の内訳でございますが、付属明細書の24ページをご覧ください。預金といたしまして普通預金が115万4, 456円。内訳は右側の摘要の通りでございます。それから定期として1千万円、500万円を2口、愛媛信用金庫の方でございます。それとその他として1万円がございまして、これは25ページにありますように出資証券、愛媛信用金庫の方への出資証券でございます。以上のような内訳になっております。この内容につきましては、4月11日に監事さん方に決算審査をしていただき、4月21日に公社理事会を開催し、ご審議していただいております。次に平成23年度の予算についてでございますが、3ページの方をお願いいたします。第2条の方でございますが、収入支出それぞれ617万2千円と定めてございます。事業については23年度も計画はございません。それで、5ページの方をお願いいたします。その収入支出の予算の内訳でございますが、収入としましては、繰越金が616万4千円。事業外収入として受取利息等雑収入がございまして、計617万2千円でございます。支出の方は、一般管理の方としてこれ需用費でございますけれども、4万円。それから予備費613万2千円、計617万2千円となっております。それでこの予算に伴います23年度末の財産状況の見込みになりますが、11ページをご覧ください。平成23年度の予定貸借対照表でございますが、全体としましては右側の負債及び資本の部3番目、当期純損失が3万2千円である形で、最終的にはこの予算のところから見られる試算につきましては、1, 113万2千円になるという見込みでございます。以上のとおりでございます。以上でご報告とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成23年度事業計画及び  
予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について  
(説明、質疑)

○議長（中島博志） 日程第6報告第4号株式会社グリーンキーパー平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは報告第4号についてご説明をいたします。株式会社グリーンキーパー平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパー平成23年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成22年度決算に関する書類を別冊のように提出いたします。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

まず始めに22年度の決算からご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。7ページ決算報告書、8ページをお願いいたします。貸借対照表資産の部でございます。右

の決算額を見ていただけたらと思います。1 流動資産1億472万8,549円。内訳といたしまして、現金・預金と売掛金、たな卸資産、未収入金、未収還付法人税となっております。この未収入金につきましては、町からの人材育成助成金700万円が含まれております。2 固定資産でございますが、有形固定資産72万1,972円と無形固定資産7万4,980円の合計79万6,956円でございます。資産の部合計1億552万5,505円でございます。次に9ページをお願いいたします。負債の部でございますが、右の決算額を見ていただけたらと思います。1 流動負債でございますが、818万1,355円。内訳といたしまして、未払金、未払法人税と未払消費税と預り金でございます。預り金につきましては職員の所得税の預り金でございます。負債の部合計818万1,355円でございます。次に資産の部でございます。1の資本金1億100万円と3の利益剰余金マイナスの365万5,850円を足しますと、株主資本は9,734万4,150円となっております。以上純資産の部合計9,734万4,150円。負債純資産の部、合計1億552万5,505円となっております。次に10ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1 売上高4,104万8,151円。内訳といたしまして、林業収入と運送収入の合計でございます。2の売上原価はございませんので、売上総利益につきましては、4,104万8,151円となっております。3 販売費および一般管理費には6,004万9,642円かかりました。詳細につきましては11ページの方に計算内訳表を表示しております。以上売上高から販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失1,900万1,491円となっております。4 営業外収益が46万6,323円ありますので、経常損失は1,853万5,168円ということになります。6 特別利益でございますが、補助金収入でございます。2,000万8,614円あります。内訳といたしまして、砥部町からの人材育成補助金700万円。林野庁の緑の雇用担い手対策事業を実施した補助金1,244万1,678円。県の緑の担い手対策事業補助金56万6,936円でございます。以上税引き前、当期純利益147万3,446円から法人税住民税及び事業税の107万438円を引きますと、当期純利益は40万3,008円でございます。なお6ページに平成22年度の事業報告を記載しております。それでは13ページをお願いいたします。平成23年度の事業計画をご説明申し上げます。経営方針でございますが、現在原木の相場は低い水準を横ばいと、林業関係者には厳しい経営が長期にわたり続いている。株式会社グリーンキーパーは地球温暖化防止及び自然災害の防止など多面的機能の発揮を期待される自然を守り、20年後30年後に再びいい山になるように適切に整備を行います。また、林業後継者の育成および社員の技術向上にも力を入れ、安全作業の充実はもちろんのこと低コスト作業にもつなげて参りたいと思います。林業を取り巻く環境は厳しい中ですが、常に目標を持ち、日々向上を目標に社員一同がんばってまいります。株主各位の一層のご理解とご支援並びにご指導を賜りますようお願い申し上げます。次に14ページをお願いいたします。右から2番目の平成23年度事業計画でございますが、予算的にはI 売上高4,430万円。前年度7.9%の増。II 販売費用及び一般管理費5,627万円。前年度6.3%減。営業外収益9万円の、80.7%減。特別収益は1,210万円の前年度39.5%減としております。なお町からの人材育成補助金は、

23年度は800万で計算しております。以上当期純利益13万円としております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 直接は関係あるのかなのか私役員じゃないのでよくわかりませんが、この最後のページに、23年度の株主名簿が掲載されております。砥部町の下の方三好晃二さんという方は、現存されておるんですかね。どんなんでしょう。以上。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） 私が社長を仰せつかっておりますので、私の方から御返事をさせていただきます。一番16ページの最後のページに三好晃二さん5万円という株主だろうと思いますけれども、これはあのお亡くなりになられておりますけれども、一応相続という形でしております。それで、現在もそういう名前になっておりますので、名義変更ができてないということでございます。

○議長（中島博志） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） お亡くなりになってる方がそのまま継続でこの株主名簿に掲載されているというのはちょっとおかしいんじゃないですか。この対応として。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、名義替えができてないというふうなことで、そのまま残っておってもやむを得ないということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あのただいま井上議員、立派なところに気がつかれまして感謝しております。これで将来高齢者でございますので、株主何かからもこれは町に買って下さいよとか、あるいはもうこれで私はいいですという第三者に渡す前に町に来た時に社長、もうそれは町が引き取るような気持ちでおいでなのか、いや第三者にしてくださいよというあれですか、まあそこらもこれから高齢化、これグリーンキーパーぎりじゃなしに峡の館もほぼ同じでございますので、そこらも合わせてせつかく井上議員、いい質問していただいたんですから、補足しておたずねしてみたいと思います。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまの質問にお答えをいたします。一応あの株主の変更につきましては、株主総会等で皆様の役員さんの承認がいろいろになっておりますので、私どもといたしましては、今年の役員会ではそのお話は出さなかったわけなんですけれども、今年度辺りにはそういったお話を出して、できれば旧広田地域の中で移動で買っていただけることが、おりましたら、お譲りをしたいと思っておりますけれども、どうしても手放したいということにつきましては、将来に向かっては町が引き取りたいというふうに考えております。まだそこは決まっておりますので、今後の検討とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。13番中村茂君。

○13番（中村茂） 関連質問でございますけれども、この株主名簿に議長並びに大平議



員の名前が載っておりますが、これは個人の要望によって株主になったのか、そこら辺りのところちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたします。株主の中には以前旧広田村時代に中島議長さん大平さんの名前入っております。今回22年度に倫理条例を制定ということで、役員についてはならないというふうなことで、現在はグリーンキーパーの役員の中には議員さんはおいでませんけれども、株主については別段問題なからうということで、そのまま残っておる状態でございます。

○議長（中島博志） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） 私の聞いておるのは、本人の希望で株主になっておられるのかどうかとお聞きしたいと思います。いかがでございましょう。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えいたします。本人の希望でなられたか、当時買わされたかちょっと私にもわかりませんが、これは本人に聞いてみなければわかりませんが、一応当時の議員さんであられた方が取得をされたのではないかとというふうに推測ができます。以上です。

○議長（中島博志） それでは補足説明させていただきます。当時グリーンキーパーを立ち上げた際に、すべての村議会議員、当時の広田村村議会議員は全て株主、また希望者においても公募して株主になっていただいたという経緯があります。村長始め議員は必ず株主に入るということで、一口5万円の株を買った、というのが現実です。以上です。ご指摘の通り配当金は一切今までもらっておりません。はい。以上でかまいませんか。はい。

ほかにご質疑ありませんか。質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第5号 有限会社砥部町産業開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について

(説明、質疑)

○議長（中島博志） 日程第7報告第5号有限会社砥部町産業開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは、報告第5号につきましてご説明申し上げます。有限会社砥部町産業開発公社平成23年度事業計画及び予算並びに平成22年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社平成23年度事業計画及び予算に関する書類、並びに平成22年度決算に関する書類を別冊のように提出いたします。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

まず始めに22年度の決算からご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。次の12ページをお願いいたします。貸借対照表資産の部、右の決算額を見ていただけた

らと思います。1 流動資産 2 8 4 万 7, 2 3 7 円。内訳といたしまして現金預金未収入金立替金でございます。2 固定資産 7 7 万 4, 2 3 9 円でございますが、内訳といたしましては有形固定資産 6 2 万 1, 7 7 9 円、無形固定資産 1 4 万 5, 6 0 0 円。投資その他の資産 6, 8 6 0 円でございます。1 の流動資産と 2 の固定資産を足しまして資産の部合計 3 6 2 万 1, 4 7 1 円でございます。1 3 ページをお願いいたします。負債の部でございます。1 流動負債でございますが、1 5 4 万 5, 8 3 9 円。内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等の預かりと預り金でございます。2 固定負債 2 5 4 万 2 5 0 円で、長期借入金と退職金給付引当金でございます。以上 1 の流動負債と 2 の固定負債を足しまして、負債の部合計 4 0 8 万 6, 0 8 9 円でございます。次に純資産の部でございます。1 資本金 5 3 3 万円と 3 の利益剰余金マイナス 5 7 9 万 4, 6 1 8 円を合計いたしますと、株主資本はマイナスの 4 6 万 4, 6 1 8 円となります。純資産の部マイナス 4 6 万 4, 6 1 8 円。負債純資産の部合計 3 6 2 万 1, 4 7 1 円となっております。次に 1 4 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1 売上高 1, 4 2 0 万 4, 4 1 7 円。内訳といたしまして、管理受託料 5 1 9 万 9 千円。売店手数料 8 4 6 万 5, 4 1 7 円。賃貸料収入 5 4 万円でございます。2 の売上原価はございませんので、売上総利益は 1, 4 2 0 万 4, 4 1 7 円となります。3 販売費及び一般管理費でございますが、1, 6 4 8 万 7, 0 0 7 円かかりました。詳細につきましては 1 5 ページに計算内訳表を表示しております。売上総利益から販売費および一般管理費を引きますと、営業損失は 2 2 8 万 2, 5 9 0 円となっております。4 営業外収益が 7 3 万 8, 6 5 5 円ありますので、経常損失は 1 5 4 万 3, 9 3 5 円ということになります。以上税引き前、当期純損失 1 5 4 万 3, 9 3 5 円。法人税住民税及び事業税、8 万 1, 4 0 0 円。合計いたしますと当期純損失は 1 6 2 万 5, 3 3 5 円でございます。なお、8 ページから 1 0 ページには平成 2 2 年度の事業報告を乗せております。次に 3 ページ 4 ページをお願いいたします。4 ページをお願いいたします。それでは平成 2 3 年度事業計画についてご説明申し上げます。(1) 顧客サービス方針といたしましては、出荷者と店舗従業員が協力しながら商品を管理していく。大きな声と笑顔での対応を心掛ける。時期的にお勧め品の商品情報を提供するようにする。(2) 販売及び収益に関する方針といたしましては、販売目標を 6, 2 0 0 万円。委託販売手数料を 1 2 % とする。またお客様が店内に入りやすいような店づくりをして、店内にお客様を呼び込み買い物を楽しんでいただいて、収益を上げていくように努力する。(3) 経費縮減につきましては、施設の適正管理に努め、節電していく。費用対効果を考えてイベントを開催する。(4) 人員配置。正職員 1 名、パート 4 名を効率的に配置する。(5) 施設管理に関する方針といたしましては、1 ~ 5 としております。(6) 営業日でございますが、全日営業ということで、午前 8 時から 1 7 時まで。ただし 1 2 月 3 1 日と 1 月 3 日までは休館としております。次に 6 ページ 7 ページをお願いいたします。平成 2 3 年度収支予算でございますが、収入の部、左の欄をご覧ください。売店販売手数料 8 6 8 万円。賃貸料 5 4 万円。これは陶芸作業所の賃貸料月 4 万 5 千円の 1 2 ヶ月でございます。指定管理受託料 3 9 6 万円。指定管理料月 3 3 万円でございます。1 2 ヶ月。次に公園管理受託料ということで、1 2 4 万円。神の森長曾池等の公園管理料でございます。雑収入

100万円。主なものは自動販売機等の収入でございます。合計1,542万円としております。支出の部につきましては表の右の欄の通りで、下から2段目の純利益を46万円と見込んでおります。合計1,542万円としております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 私昨年まで産建の常任委員会に所属をしております、常任委員会で研修に行った時の報告なんかを委員会の中でさせてもらったと思うんですが、道の駅で生産者の顔が見える方法でこんなことがありましたというふうなことで、確か報告もさせてもらって検討していただきたいなというふうにお願ひしたと思うんですが。生産者の顔写真をですね、中に貼って、少しでも来る人にわかってもらえたらいいんじゃないかというふうなことがあったと思うんですが、その辺については協議なり議論なりしていただいたんでしょうか。

○議長（中島博志） 萬代産業課長

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えをします。これにつきましては生産者組合と6月、今年の6月頃に生産者組合との協議をするということで、今後そういうことについてはお話をしますということで、総会、産業開発公社の総会でもお話がありましたので、その場で十分議論をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 報告第6号 平成22年度砥部町継続費繰越計算書の報告について (説明、質疑)

○議長（中島博志） 日程第8報告第6号平成22年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第6号平成22年度砥部町継続費繰越計算書の報告について。平成22年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方の繰越計算書をご覧ください。実際の事業につきましては、事業予算は単年度を原則に組まれておりました、この例外として継続費でありますとか、繰越明許費、債務負担行為を予算書に計上して複数年にわたって事業を行う場合がございます。今回砥部中学校改築事業については、23年2月の臨時議会において補正予算に24年度までの継続費を計上いたしました。総額が28億9,439万1千円でご議決いただきました。この継続費につきましては、自治法の規定に基づき繰越計算書を調製して議会に報告すべきものでございますので、今回報告するものでございます。まず中身の方でございますが、継続費の総額これが先ほども申しましたように28億9,439万1千円でござ

います。内22年度予算に計上した額が7億4,417万3千円ございます。翌年度へこの額は全額を逡次繰越いたしております。見ていただくとわかりますように翌年度逡次繰越額のところにある通りでございます。これは2月に予算を計上したということもございまして、時期的に全ての額を繰り越すという形になってございます。その財源内訳につきましても、予算額と同額でございまして、繰越金、これが一般財源に当たるものでございますが、5,094万7千円。特定財源として国県支出金が7,082万6千円。地方債を6億2,240万円見込んでございます。なお、工事につきましては現在本体工事を一般の競争入札に入っているところでございます。以上簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第7号 平成22年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第9報告第7号平成22年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第7号平成22年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成22年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

3ページをご覧ください。繰越計算書でございます。繰越明許費の繰越計算書でございます。22年度につきましても国の経済対策の補正予算に対応する形で町の方でも緊急に事業を補正計上しております。この時期が2月であったため、一般会計で繰り越し事業が多くなってございます。また公共下水道特別会計でも繰越明許費を設定しております。これらにつきましても法に基づきまして計算書を作成し、報告することとなっております。まず公共下水道の方ですが、一つめくって、裏側見ていただきます。4ページをお願いいたします。公共下水道につきましては当初平成17年度の着手が遅れたということで、毎年繰越明許をかけて翌年度へ繰り越しておる状態でございます。22年度につきましても、ここにごございますように繰越明許費7,336万3千円を計上いたしまして、実質翌年度繰越額として6,721万6千円を計算書として繰越を計上しております。財源については右の通りでございますが、既収入の特定財源としての繰り入れ金は、これは一般会計からの繰り出し分でございます。あとこの備考欄にごございますように、平成22年度公共下水道特別会計の繰越明許費は平成23年度公共下水道事業会計へ引き継いだということで、公共下水道につきましては23年度から公営企業に移っております。その関係で公共下水道の特別会計、官庁会計の部分は廃止となっておりますので、公営企業の方に引き継い

だということを明記しております。それでは3ページの方お願いいたします。一般会計の繰越計算書でございますが、当初繰越の明許費をいただいた額そのまま翌年度へ繰り越す形となっております。これにつきまして、お手元の方に資料としてそれぞれの予算計上時期と補助金等の内訳明細を入れております。この中で、国の補正予算に伴いましたものについては、2月4日の臨時議会の計上となっておりますが、あと当初となっておりますのが地上デジタル放送の難視聴解消事業、それから、八倉地区の新設道路改良事業、町道ガロ坂加治分線の改良事業、町道中組三反地線の改良事業などでございます。これらにつきましては、道路関係については用地の関係で事業を繰り越す形となっております。それから、地上デジタルにつきましては、電線のかける場所の設定などに不測の日数を要して、繰り越す形となっております。それから、これらについての財源の内訳については、3ページの方でございますように、国県支出金が7,988万8千円。地方債690万円。一般財源を9,608万6千円予定しております。以上の通りでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。7番政岡洋三郎君。

○7番（政岡洋三郎） 質疑よりお願いの方になろうかと思うんですが、報告第7号で資料を作っていただいとるんですが、予算計上時期とか書いていただいておりますが、これの中に完了予定年月日もつけていただいたらよりよくわかる資料になると思いますので、できればそれをつけていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（中島博志） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 政岡議員のご要望にお応えいたします。できるだけそのようにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。以上で報告第7号を終わります。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開は午前10時40分としたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

~~~~~

#### 日程第10 議案第35号 砥部町暴力団排除条例の制定について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 再開します。日程第10議案第35号砥部町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第35号砥部町暴力団排除条例の制定について。砥部町暴力団排除条例を次のように定める。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、3ページをご覧ください。愛媛県暴力団排除条例が施行されたこと

を受け、砥部町に置いても暴力団排除の取り組みを明確にするとともに、町民、事業者、及び行政が一体となって町民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な町民生活の確保を図るため、提案するものである。条例、1 ページ帰っていただきまして、10 条からなっております。まず第 1 条につきましては、暴力団の排除に関し、基本理念を定めて、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策を定め、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することという目的を明記しております。第 2 条につきましては、暴力団、暴力団員、暴力団員等、町民、事業者、町民等という用語の定義をしております。2 ページに行ってくださいまして、第 3 条基本理念でございますが、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないことを基本理念としております。第 4 条につきましては、町は暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、実施に当たっては関係機関及び関係団体と連携を図るという町の責務を規定しております。第 5 条につきましては、町民等は町が実施する施策に協力するとともに、情報を取得した時は警察その他の関係機関に情報提供するという町民等の責務を規定しております。第 6 条につきましては、町は町が実施する入札に参加させない、その他必要な措置を講じるという規定でございます。第 7 条につきましては、町は情報の提供、助言、集会の実施、広報、啓発活動の支援、警察と緊密に連携し、安全確保に配慮するという町民等に対する支援について、規定しております。続きまして、第 8 条につきましては、公共施設等の使用につきまして、暴力団の活動に利用されると認められるときは、使用の許可をしない、また許可を取り消すことができるという規定でございます。3 ページ行っていただきまして、第 9 条につきましては、町民等は暴力団員等が指定したものに対し、利益の供与をしてはならないという利益供与の禁止事項でございます。第 10 条につきましては、委任事項でございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。また、この条例につきましては、町民等の責務ということが明記されておりますので、4 月 14 日から 5 月 16 日の間、パブリックコメントを実施しております。その結果としましては、意見はございませんでした。以上で議案第 35 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 35 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6 月 17 日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第 1 1 議案第 3 6 号 砥部町税条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第 1 1 議案第 3 6 号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(辻充則) 議案第 3 6 号砥部町税条例の一部改正について。砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 2 3 年 6 月 1 0 日提出、砥部町長中村剛志。まず提案理由でございますが、4 ページをご覧ください。東日本大震災にかかる地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 2 3 年 4 月 2 7 日に公布されたため、提案するものでございます。1 ページにお戻りください。まず改正の内容につきましては、今回東日本大震災で被災した方々並びに被災した土地等の税の軽減措置についてでございます。附則第 2 1 号の次に次の 3 条を加えるものでございます。第 2 2 条でございますが、こちらでは東日本大震災により住宅や家財等の資産に損害を受けた居住者、または生計を同一にする親族の方は、平成 2 2 年分の所得金額から損失額を控除できるとしております。2 ページをお開けください。第 2 3 条でございますが、こちらでは住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、居住することができなくなった場合、残りの控除期間、控除対象期間についても控除できるということといたしております。続きまして第 2 4 条でございますが、課税特例を受けていた住宅用地で家屋が消滅した場合に、継続して税の軽減措置を受ける際には町長に申告する必要があること、また、供用土地、共有名義でございますが、の場合は、固定資産税の按分の申出書を町長に提出することといたしております。附則でございますが、4 ページをお開けください。この条例は公布の日から施行する。ただし、附則に 3 条を加える改正規定は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 3 6 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議案第 3 6 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6 月 1 7 日の本会議で願います。

~~~~~  
日程第 1 2 議案第 3 7 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第 1 2 議案第 3 7 号砥部町公共下水道条例の一部改正について

を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 議案第37号砥部町公共下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。まず最初に提案理由でございますが、社団法人日本下水道協会の組織改編に伴い、提案するものでございます。改正の内容は新旧対照表で説明させていただきます。次のページをご覧ください。現行第14条中社団法人日本下水道協会愛媛県支部（以下「県支部という。」）を改正案でございますが、愛媛県下水道協会（以下「協会という。」）に改めまして、第14条第2項中県支部とあるのを協会と改めるものでございます。議案に戻っていただきまして、附則でこの条例は平成23年7月1日から施行するものでございます。以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番宮内光久君。

○11番（宮内光久） 一つ質問いたします。この組織の変更の、名前が変わるだけでございますけれども、愛媛県下水道協会に改めるとなりますが、この愛媛県20市町がこの下水道協会に全市町が入るとするのかどうかをお尋ねします。と、もう一つはその20市町で下水道をしてないところがあるのかどうか、そこへんを一つお尋ねいたします。

○議長（中島博志） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 宮内議員さんのご質問にお答えします。県内20市町のうちこの、今回協会となるんですが、協会に加入しているのは17市町でございます。加入していないのが愛南町、鬼北町、松野町の3町は加入していません。したがって加入していないところは下水道事業も行っていないということでございます。以上で宮内議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第37号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月17日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第13 議案第38号 平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、総務文教・厚生・産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第13議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。補正予算の1ページをお開きください。議案第38号平成23年度砥部町の一般



会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ4,019万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ87億3,435万5千円とするものでございます。平成23年6月10日提出、砥部町長中村剛志。

3ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費に1,858万7千円を計上しております。非常に大きくなっておりますが、東日本大震災に伴います義援金の1千万円を計上しておるものでございます。以下民生費で585万6千円。衛生費に227万9千円。農林水産業費に374万7千円。土木費に421万6千円。消防費に287万9千円。教育費に263万4千円を追加計上するものでございます。計4,019万8千円でございます。この財源でございますが、2ページをご覧ください。特定財源にとしまして、国庫支出金が113万9千円。県支出金が478万1千円。計520万円の特定財源がございます。残り3,427万8千円は一般財源でございますが、繰越金を充ててございます。以上のような財源になっております。以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第38号は、所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月17日の本会議で願います。

~~~~~

#### 日程第14 議案第39号 平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号） （説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第14議案第39号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 議案第39号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。第1条、平成23年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条、予算第4条本文括弧中（不足する額1億4,315万7千円）を（不足する額1億4,395万5千円）に改め、（過年度分損益勘定留保資金1億3,515万7千円）を（過年度分損益勘定留保資金1億3,595万5千円）に改め、資本的支出の予定額を次の通り補正するものでございます。支出でございますが、第1款第1項建設改良費79万8千円の補正をお願いしております。これは県が実施しております村川通常砂防工事に配水管の布設替え工事が必要となったため、調査設計委託費79万8千円を要望し、上水道資本的支出合計額が1億4,525万円となるものでございます。なお布設工事は平成24年度予定しております。平成23年6月10日提出、砥

部町長中村剛志。以上で議案第39号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案39号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月17日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11時00分 散会

平成23年第2回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成23年6月17日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成23年6月17日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一 13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法第122条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀 教 育 長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫 企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      辻 充則 会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長                      藤田 正純 介護福祉課長                      重松 邦和                      保険健康課長                      大野 哲郎 産業建設課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      日浦 昭二 広田支所長                      丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	2人	

平成23年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

日程第1 議案第35号 砥部町暴力団排除条例の制定について

日程第2 議案第36号 砥部町税条例の一部改正について

日程第3 議案第37号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

日程第4 議案第38号 平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第39号 平成23年度砥部町水道事業会計補正予算  
（第1号）

日程第6 請願第1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択  
についての請願について

日程第7 農業委員会委員の推薦について

日程第8 議員派遣について

・閉 会

平成23年第2回砥部町議会定例会

平成23年6月17日（金）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第35号 砥部町暴力団排除条例の制定について  
（総務文教委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第1議案第35号砥部町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第35号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第35号砥部町暴力団排除条例の制定については、愛媛県暴力団排除条例が施行されたことを受け、砥部町においても暴力団排除の取り組みを明確にし、町民、事業者、行政が一体となって、町民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な町民生活を図るため制定するもので、条例の目的、用語の定義、基本理念、町の責務、町民等の責務など、10条の条文が定められています。その内容は適正と認められ、よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。  
議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第35号砥部町暴力団排除条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第36号 砥部町税条例の一部改正について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第2議案第36号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第36号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第36号砥部町税条例の一部改正については、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い改正するもので、附則第21条の次に東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の3条の条文が加えられています。その内容は適正と認められ、よって議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお現在のところ、砥部町にはこれに該当する方はおられない事を併せてご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第36号砥部町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第37号 砥部町公共下水道条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第3議案第37号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第37号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第37号砥部町公共下水道条例の一部改正については、社団法人日本下水道協会の組織改変により、「社団法人日本下水道協会愛媛県支部」の名称が「愛媛県下水道協会」に変更されたことに伴い条文の該当部分を改めるもので、第14条中の改正がなされています。改正の内容は適正と認められ、よって議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第37号砥部町公共下水道条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第38号 平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第39号 平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第4議案第38号及び日程第5議案第39号の平成23年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、農業費で、鳥獣被害軽減のための電気柵34基設置に対する助成金135万9千円、果樹戦略品種のブランド化を推進するための雨よけ簡易ハウス4戸の整備に対する補助金129万4千円を増額、林業費で、林道上尾線の舗装新設（延長250m）に対する補助金104万4千円を増額し、道路橋りょう費で、町道大平線改良のため国道33号三坂道路の工事用道路として拡幅改良した箇所用地2,208㎡を買収する費用として用地購入費231万6千円、登記事務委託料190万円の増額補正を行なっています。次に議案第39号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）は上水道資本的支出で、現在県が実施している大角蔵地区の村川通常砂防工事に伴う、配水管移設工事の設計調査委託料79万8千円を増額し、収入は過年度分損益勘定留保資金を充てています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第38号・39号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（中島博志） 次に井上厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に所管する主な項目は、老人福祉施設費で、老人福祉センター及び砥部老人憩いの家の耐震2次診断のための委託料585万6千円を増額、健康増進費で、働く世代への大腸がん検診

推進事業費として検診委託料、印刷製本費等、関係経費、227万9千円を増額しています。この事業は新規事業で、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目の年齢の方にクーポン券を発行し、これを受け取った方は無料で大腸がん検診を受けることができます。幼稚園費では、麻生幼稚園が県の指定を受けて実施する森林環境税を活用した「森のようちえん推進事業」に要する経費30万2千円などの増額を行なっています。以上、議案第38号は適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 次に政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務管理費では、東日本大震災関係で大震災義援金1,000万円、被災地への職員4人の派遣に要する経費91万円を増額、その他、庁舎窓網戸設置費157万2千円、役場1階ロビーへのキッズコーナー設置費64万3千円、万年区集会所修繕に対するコミュニティ施設整備補助金31万4千円、災害救助用備蓄物資を東日本被災地に提供したことによる補充のための物資購入費60万1千円、9月1日の防災の日に本町で開催する、中予圏域を対象とした愛媛県総合防災訓練経費の負担金35万円を増額、また坂村真民記念館事業関係で、パンフレット作成費、詩碑調査費、情報誌やテレビへの広告料、ホームページ作成費等で真民記念館の認知度向上のための経費408万2千円を増額しています。消防費では、伊予消防等事務組合負担金287万9千円を増額しています。これは伊予消防署の改築に伴い、この建物の中に併設する事務組合本部機能部分に係る経費を構成市町で負担するもので、県防災行政無線移設工事、財務給与計算システムネットワーク機器の移設工事、その他本部機能に関係する備品等の経費を対象としています。小学校費では、砥部小学校が地域と連携して実施する子どもの体力向上支援事業費63万円、宮内小学校が実施する人権教育研究指定校事業費24万5千円、麻生小学校が実施するふるさと生活体験推進事業費172万1千円を増額しています。この3校は、県の指定を受けテーマに沿った研究事業を実施するものです。歳入については、国・県支出金592万円、繰越金3,427万8千円を充当しています。以上、議案第38号については、適切な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。まず議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり



決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成23年度砥部町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第39号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成23年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 請願第1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」

### 採択についての請願について

#### （総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第6請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る6月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は「政府は全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるように努める」ことを求める意見書を、政府、関係機関に提出することですが、協議において採択すべきとの意見、調査研究を要するため継続審査とすべきとの意見、国が行なう事項であるため不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第1号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。報告の

とおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思えます。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時20分

~~~~~

#### 日程第7 農業委員会委員の推薦について

○議長（中島博志） 再開します。日程第7農業委員会委員の推薦についてを議題とします。おはかりします。議会推薦の農業委員は、相原利雄君、門田英彦君。以上2人の方を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、相原利雄君、門田英彦君。以上2人の方を推薦することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 議員派遣の件について

○議長（中島博志） 日程第8議員派遣の件についてを議題とします。まず、7月4日に松山市のにぎたつ会館で開催される平成23年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。

続きまして、委員会研修について委員長の説明を求めます。井上厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（井上洋一） 厚生常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。6月27日から29日までの間、北海道安平町における認定こども園について、八雲町における国保運営及び国保病院の運営状況等について調査研究するため、委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 続いて、政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） 総務文教常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。7月6日から8日までの間、福島県矢祭町における議員活動の状況、及び茨城県城里町におけるデマンドタクシーの運営状況等について調査研究するため、委員会研修を実施し、合わせて3月11日に発生した東日本大震災で被災された被災地を視察する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 続いて三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。7月から9月の間に計画が先方との打ち合わせが決定次第、東北方面で特に先ほど総務委員長から報告がありましたように、3月11日の福島県内の44km圏の研修をし、また農林省辺りも研修をしたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上。

○議長（中島博志） それでは西村議会広報常任委員長。

○議会広報常任委員長（西村良彰） 議会広報常任委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。議会広報の編集技術の向上を図るため、7月27日から29日までの間、東京で開催される第74回町村議会広報研修会と合わせて関東方面で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしく願いいたします。

○議長（中島博志） 続いて土居議会運営委員長。

○議会運営委員長（土居英昭） 議会運営委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。8月下旬に議会運営に関する調査研究のため、中部方面で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしく願いいたします。

○議長（中島博志） 議員派遣の件については砥部町議会会議規則第120条の規定により、派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については派遣することに決定しました。

おはかりします。ただ今、会議規則の一部改正について議会改革特別委員会から、発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第1 発議第3号 砥部町議会会議規則の一部改正について (質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 追加日程第1発議第3号砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。西村議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（西村良彰） 発議第3号砥部町議会会議規則の一部改正について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により、砥部町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように提出する。平成23年6月17日提出、砥部町議会議長中島博志殿。提出者、議会改革特別委員長西村良彰。砥部町議会会議規則の一部を改正する規則、砥部町議会会議規則の一部を次のように改正する。第50条第1項中、登壇してを、登壇し、または質問席においてに改める。第51条の次に次の1条を加える。質疑または質問の趣旨の確認、第51条の2、法第121条の規定により、会議に出席した町長等は議長の許可

を得て議員の質疑または質問の趣旨について確認することができる。第63条中、第55条及びを削る。2枚目に新旧対照表をつけておりますのでご確認ください。附則、この規則は平成23年第3回砥部町議会定例会の招集の日から施行する。提案理由、一般質問における一問一答方式の導入及び会議の論点を明確にするための改正を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって発議第3号砥部町議会会議規則一部改正については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には9日から今日までの9日間にわたり、連日終始熱心なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、全議案を議決承認くださいましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。議決いただきました予算につきましては、町民の皆様の福祉の増進のために高いコスト意識を持って大切に執行させていただきます。会期中、議員の皆様からご指摘やご提案いただきましたことは、今後の町政運営に反映するよう努めてまいり所存でございますので、一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様にはお体ご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に一層のご協力を賜りますようお願い申しあげまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、平成23年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員